パブリックコメントで提出された個別事例を受けた事務局としての考え方 (ダウンロード違法化の対象範囲の見直し)

下記の記載のうち、著作権法第30条第1項の対象か否かという点については、同項を専ら「閉鎖的な私的領域における零細な複製については通常は権利者の利益を害しないこと」を理由に設けられた権利制限規定であるという前提に立った上での整理である。同項については、「私的領域における活動の自由を保障するものである」という見解や実態として当初の立法趣旨に限らず多様な機能を果たしてきており、その点を考慮する必要があるとの指摘もあるところ、仮にそのような考え方を前提にするのであれば、異なる整理となる場合もあり得るものである。

①研究活動への影響

- パブリックコメントにおいては、ダウンロード違法化により、<u>大学教授等の研究者が学術論文等を活用した研究活動</u>、他人の研究成果の批評等を行うことが阻害されるとの意見が多く示された。
- しかしながら、大学教授等の研究者が研究活動のために著作物をダウンロードすること、批評など対外的な情報発信に用いるために著作物をダウンロードすることは、<u>そもそも、私的使用(個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること)を目的とする行為とは評価しづらい</u>ものと考えられ、<u>著作権法第30条第1項の対象と言えるかには</u>疑義がある。
- また,「学協会等の中には、公式サイトでの告知や総会等での決議だけで、各著者からの同意をとりつけたものとみなすという運用をしているところもあるところ,学術論文のダウンロードが違法になると罰則を恐れて一斉に公開を控える可能性も考えられる」といった意見もあるが、公開自体は、現行でも公衆送信権侵害になり得るものであり、ダウンロード違法化により、その公開方針に影響を与えることは想定されづらい(仮に影響を与えるとしても、対象範囲拡大の是非を検討する際の考慮材料とはなり難い)。
- さらに、「学術論文を含めることで国を挙げて推進している学術成果のオープンアクセス化の流れに逆行する」、「論文については、大手事業者による独禁法違反行為が世界的に問題となっており、それが学問研究の自由を実質的に圧迫するものであって、海賊版サイトの運営が研究者側の対抗策となっている側面がある」といった意見もあるが、国が推進しているオープンアクセス化は著作権を侵害する海賊版の流通を認めるものではなく、また、大手事業者による独占等が生じていることが著作権侵害・海賊版サイトの運営を正当化する事情にはなり難い。なお、適法な学術論文の適正な対価額での流通という課題については、政府全体として取り組んでいくべきものであると認識している。

②著作権侵害等の検証への影響

- 「著作権侵害が行われている場合に、スクリーンショット等によりその証拠を保全することが不可能になる」といった意見があるが、そもそも、著作権者(やその依頼を受けた者)が自らの著作物を複製することは、著作権法第30条第1項を適用するまでもなく可能であり、今回の対象範囲拡大とは関係がない。著作権者と無関係の第三者が証拠保全を行う場合には、当然、ダウンロード違法化の対象となり得るが、そもそも、そのような行為は私的使用目的と評価されない場合も多いものと考えられるとともに、そのような行為を著作権法第30条第1項において許容する必要性には疑義がある。なお、「裁判手続のために必要と認められる場合」には、著作権法第42条第1項により適法となる可能性はある。
- 著作権侵害の場合以外にも、「フェイクニュースや政治家の失言などの検証のためにツイッターにアップされた新聞の切り抜きやTV画面の撮影画像を保存すること」などが困難となるといった意見があるが、そのような検証のためにあえて違法にアップロードされた著作物を利用する必要性には疑義がある。仮に、正規版の捜索・利用にコストがかかるとしても、そのことにより、違法にアップロードされた著作物の利用を正当化することには疑義がある。
- また、「ネット上に名誉棄損や脅迫の書き込みや記事、犯罪自慢等の反社会的行為が行われており、告発等のためにそれを保存する行為が、そこに第三者の著作権を侵害する内容が含まれているとダウンロードが犯罪になるため、証拠収集ができない」といった意見があるが、告発等のためのダウンロードは、そもそも、私的使用目的と評価されない場合も多いものと考えられ、著作権法第30条第1項の対象と言えるかには疑義がある。なお、「裁判手続のために必要と認められる場合」には、著作権法第42条第1項により適法となる可能性はあるとともに、告発書等に引用して用いるような場合には、著作権法第32条により適法となる可能性はある。また、第三者の著作権を侵害する部分を外して保存することが可能な場合もあるものと考えられる。

③創作活動・引用・批評等への影響

- 「作家・漫画家等が創作の前段階で行う資料収集が困難となり、創作行為を阻害する」といった意見があるが、作家・漫画家等が業務に活用する目的で行うダウンロードは、そもそも、私的使用目的と評価されない場合も多いものと考えられ、著作権法第30条第1項の対象と言えるかには疑義がある。また、同項は、私的使用であれば零細で権利者の利益を不当に害しないことを理由に権利制限を行うものであり、複製した後、価値ある創作活動が行われ得るといった理由により、違法にアップロードされた著作物の利用を正当化することには疑義がある(同項第3号では音楽・映像のダウンロードを一般的に違法化しており、その後の創作活動に寄与するか否かは特段考慮されていない)。
- 「引用目的でのダウンロードが困難となる」,「正規版への捜索コストを課すことで創作

への潜在的コストを引き上げ、文化発展の足かせとなり得る」といった意見があるが、<u>対</u>外的に引用して発信する目的で行うダウンロードは、そもそも、著作権法第30条第1項の対象とは言い難い場合が多いと考えられる(著作権法第32条により適法となる可能性はある)。また、引用のためにあえて違法にアップロードされた著作物を用いる必要性には疑義があり、仮に、正規版の捜索・利用にコストがかかるとしても、そのことにより、違法にアップロードされた著作物の利用を正当化することには疑義がある。

○ 「ダウンロード違法化により、創作の前提となる資料収集等ができなくなり、著作権法の目的である文化の発展が阻害される」といった意見もあるが、著作権法では、そもそも、(権利制限規定に該当する場合を除き)著作物の無断アップロードを認めておらず、当該アップロードによる著作物の流通及びそれを活用した創作活動は想定していない。なお、適法にアップロードされた著作物の利用も萎縮する可能性があるという点については、主観要件の厳格化により基本的に対応し得るものと考えられる。

④パロディ・二次創作等への影響

- 「オマージュやパロディ・二次創作等は、原典と市場で競合せず、原典の売り上げに影響しないケースが多くを占めており、ユーザーのダウンロードが原典の権利に優先することは、文化の振興の観点から一定の正当性があるといえる」といった意見があるが、まず、原作の著作権者が二次創作等を黙認するなど問題視していない場合には、アップロード自体が違法と評価されず、そのダウンロードは違法とならない。また、現行法上、二次創作等は権利制限規定の対象とはなっていない中で、違法に行われた二次創作等をユーザーが享受する自由が、原作の著作権の保護よりも優先するとの考え方には疑義がある。
- 「TPPに伴う法改正の際には、二次創作同人活動が萎縮しないよう条件が設けられているが、今回はそのような限定が一切ない。非親告罪化と同様の厳しい条件をつけることが必須」といった意見があるが、非親告罪化は、その行為が違法であり罰則の対象となり得るものであることを前提に、権利者の市場に悪影響を与える行為については事後許諾等により適法となることが通常想定され難いこと等から、悪質な海賊版の販売等の行為について公訴提起に当たって権利者による告訴(積極的な処罰意思)を要しないこととしたものである。今回は違法化・罰則化の対象とするか否かが問題となっているのであり、全く状況が異なる。なお、ダウンロード違法化についても、親告罪であるという点ではTPPに伴う法改正措置と同様の取扱いなのであって、親告罪にすれば二次創作活動が萎縮しないというのであれば、今回も問題ないとも考えられる。

⑤ビジネス・国際競争力への影響

○ 「ビジネスにおいても、資料の収集が困難となり、日本の企業の国際的競争力を損なうことになる」といった意見があるが、ビジネスに活用する場合は、そもそも、著作権法第30条第1項の対象とは言い難い。

⑥著作権侵害が争われている著作物の入手

○ 「著作権侵害であるとして紛争化した著作物については、アマゾン等からダウンロード 購入する場合でも処罰対象になり得るため、著作権侵害はないとの裁判が確定しない限り 購入を控えるという広範な萎縮効果が生じる」といった意見があるが、このような場合に 「事実を知りながら」という要件に該当するか否かは個別事例によると考えられるもの の、仮に「事実を知りながら」という要件に該当する場合には、海賊版サイトからのダウ ンロードはもとより、たとえ正規のプラットフォームからであったとしても、ダウンロー ドを行う正当性には疑義がある。

⑦適法コンテンツのスクリーンショット等の際の写り込み

○ 「重要な情報と同じページに違法にアップロードされた著作物が存在する場合(ツイッターのアイコンに違法物が使用されている場合など)に、スクリーンショット等で保存しようとする行為が刑事罰の対象となる可能性がある」との意見があるが、表示部分を適宜変更してスクリーンショットを行うことや、該当部分のみコピー&ペーストを行うことなどで対応できる場合も相当程度あるものと考えられる。また、画面全体をスクリーンショットしないと意味がないという場合もあり得るが、②と同様の目的で行う場合が多いのではないかと想定される。なお、SNSのアイコン等に違法画像が多く使用されているのであれば、それ自体が放置されて良いものではないとも考えられる。

⑧情報発信への影響

○ 「自らは権利者側から訴えられるリスクを取って許諾を得ずにアップロードを行っている場合に、それをダウンロードした者が責任を問われるのであれば、アップロードも控えざるを得なくなる」といった意見があるが、そもそも違法な可能性が高いアップロードを促進する必要性は認め難い。また、ダウンロード違法化の目的は、ダウンロードを抑止することで違法なアップロードによる被害が拡散しないようにすることであり、それにより違法なアップロードが控えられるのであれば、望ましいことだとも考えられる。